

こども計画進捗状況調査票(重点事業)

資料8

成果指標	実績値	中間値	目標値	No	事業名	取組事業内容	所管課	令和7年度実施目標	
	R6年度	R9年度	R11年度						
重点施策1 子ども・若者の権利が守られる環境づくり									
子どもの権利の認知度 （「名前も内容も知っている」割合）	就学前の子どもの保護者	33.2%		70.0%	1-(1)-1	子ども・若者の権利の普及・啓発	パンフレットや市公式ウェブサイト、講座等を通じて、米原市子ども条例やこども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。	子育て支援課	・市公式WEBサイトに、「子どもの権利」に関するページを作成し、米原市子ども条例やこども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容について周知する。 ・小中学校からの申請に基づき、児童に対して、「米原市子ども計画出前講座」を開催し、子どもの権利に対する理解を深められるようにする。
	小学生の保護者	28.4%		70.0%					
	子ども・若者	25.3%		70.0%	1-(1)-4	人権意識の啓発や学習機会の提供	多様な価値観を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向け、広報紙、人権を考えるつどい、人権の花運動、人権教室等の様々な啓発の機会を通して、子どもの人権や権利について意識の啓発や学習機会の提供に努めます。 小・中学生から人権作品（作文、ポスター、標語）を募集し、子どもたちが子どもの人権や権利について考えるきっかけづくりとします。 人権擁護委員による「人権教室」（小学生対象）および「スマート・ネット人権教室」を開催し、人権の大切さについて学習を行います。	人権政策課	広報による啓発実施 人権啓発作品の募集 人権教室の開催（市内全小学校） スマート・ネット人権教室（市内小中学校） 人権の花運動の実施（小学校4校） 人権を考えるつどいの開催（11/7開催予定）
最近の生活に満足している子どもの割合 （「十分満足している」「ある程度満足している」割合）	小学校5年生	80.4%		85.0%					
	中学校2年生	65.3%		70.0%					
「自分は家族に大事にされている」と思う子どもの割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）	小学校5年生	95.6%		現状維持	1-(1)-6	子ども・若者の意見表明機会の確保	アンケート調査やヒアリング等の対面などにより、子ども・若者の意見を聞く機会を設けることで、子ども・若者の社会参画を促すとともに、子ども・若者の意見を市政等へ反映する仕組みをつくります。	子育て支援課	・市公式WEBサイトに、「子ども・若者意見箱」を設置し、子ども・若者の意見をいつでも聽けるようにする。 ・ワークショップを開催し、子ども・若者が市政等へ意見を表明できる機会をつくる。
	中学校2年生	93.2%		現状維持					
米原市の行政に関心がある子ども・若者の割合 （「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」割合）		44.3%		60.0%					
重点施策2 全ての子ども・若者が夢を育む環境づくり									
「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）	小学校5年生	72.0%		80.0%	1-(2)-1	子ども・若者が集まる地域の居場所づくり	令和9年に供用開始予定の（仮称）磯公園を含め、市内の各公園の維持管理を行うとともに、安全・安心に利用できる遊び場を提供するため、施設の整備や環境改善事業（手洗い場、遊具、駐車場の設置、トイレの改修、照明機器のLED化等）を進めます。 子ども・若者や子育て家庭の意見も取り入れながら、既存公園・施設の維持管理を図ります。 また、子どもたちが自然や人とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど多様な活動の拠点となる公園の整備について検討します。	都市計画課	・（仮称）磯公園整備について、進入路舗装工事および雨水排水整備工事を実施します。 ・（仮称）磯公園整備について、設置する遊具のアンケートを実施します。 ・新たな公園整備に向けて府内関係課で協議を行い、方針を決定します。
	中学校2年生	61.1%		70.0%	1-(2)-3	身近な遊び場等の整備	自治会に対して、子ども・若者や子育て家庭が安心して集まり、地域と交流できる公園等の整備や修繕を支援します。 自治会パートナーシップ交付金事業を推進し、自治会館等の施設の開放など、今ある資源を活用して子ども・若者の居場所や遊び場づくりに努めます。	地域振興課	・自治会まちづくり活動推進事業費補助金により、地域交流に必要な公園等の維持修繕に係る経費を支援する。 ・自治会パートナーシップ交付金制度により、自治会による自治会館等を利用した子どもの居場所づくり事業を促進します。
「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合）		61.8%		70.0%					
「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）		71.7%		80.0%	1-(2)-5	子ども・若者の居場所・子育て支援の拠点づくり	子ども食堂や冒険遊び場等の子ども・若者の居場所づくり、子育て家庭の支援活動について、安定した運営が継続できるよう支援に努めます。 また、新たな団体の発掘に努め、新規の居場所の開設への支援を行います。	社会福祉課	生活支援コーディネーターと連携し、居場所づくり活動団体情報交換会を開催し、活動の推進を図ります。 また、居場所づくりセミナーを開催し、参加者から人材を発掘し、新規団体設立の支援を行います。

「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合）	83.3%		90.0%				子育て支援課	子ども食堂をはじめとする子どもの居場所などを運営する団体等に対して支援を行う仕組みづくりの検討を進めます。
地域の子どもの居場所が1つ以上ある小学校区 ※月1回以上開設している冒険遊び場、子ども食堂、学習支援等	4か所		9か所	1-(3)-9	安全・安心なインターネット利用に向けての取組	インターネットやSNSなどを通じた犯罪被害や誹謗中傷にあわないよう、子ども・若者や保護者に対して、スマートフォン等の適切な利用に関する教育および啓発を行います。また、被害にあった子ども・若者の相談窓口やインターネット上のトラブルなどの相談窓口について市公式ウェブサイト等を通じて周知に努めます。学校や家庭でGIGA端末を利活用することで、情報活用能力の育成や情報リテラシーの習得支援を行います。	人権政策課	「2025米原市人権を考えるつどい」(11/7開催予定)にて、インターネットと人権侵害をテーマに講演を行い、子ども・若者や保護者、地域住民に向けての啓発を行います。
子どものスマートフォンやタブレットなどの使用について不安や悩みがある保護者の割合の減少	就学前の子どもの保護者	27.0%	25.0%	2-(5)-4	多様な居場所と学びの場の確保	不登校児童生徒の居場所や学びの場として、「みのり」と「ステップ・フォワード・プログラム」を設置し、社会的自立に向けた支援活動を行います。また、校内教育支援センターを整備し、子どもケアセンターや派遣型ガイドウォーカーによる教室に行きづらい児童生徒の指導・支援を行うとともに、ICT等を活用した学習支援を進めます。	少年センター	広報誌「そよ風」にネットリテラシーに関する啓発内容の掲載および駅での特別パトロールや祭事での夜間パトロールでインターネットやSNSに関する啓発物の配布を実施します。
	小学生の保護者	36.4%	25.0%				学校教育課	・各教科の授業において、GIGA端末を用いた学習活動を実施し、授業内での情報の検索・整理・共有を行います。 ・通信環境がない家庭の児童生徒に対して、wi-fiルーターの貸出(有償)を行います。
							地域振興課	・自治会パートナーシップ交付金制度により、自治会による自治会館等を利用した子どもの居場所づくり事業を促進する。
							学校教育課	・教育支援センターの支援内容をまとめ、Tetoruiにて保護者に配信し、支援につなげます。 ・不登校児童生徒の状況に合わせて、家庭や学校と連携しながら、社会的自立に向けた支援を行います。 ・校内教育支援センターにガイドウォーカーを派遣し、教室に入りづらい児童生徒の指導・支援を行います。

成果指標	実績値	中間値	目標値	No	事業名	取組事業内容	所管課	令和7年度実施目標
	R6年度	R9年度	R11年度					
重点施策3 子育て家庭のゆとりを生み出す環境づくり								
米原市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合 （「思う」「どちらかといえば思う」割合）	就学前の子どもの保護者	76.7%	90.0%	2-(1)-8	こども家庭センターの相談支援体制の充実	児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うまいばらこども家庭センター「まいるっち」を中心に子育て家庭を包括的に支援する体制を強化し、妊娠期から出産・子育て期を通じた切れ目のない支援を行います。	健康づくり課	・相談しやすい環境整備を行うとともに、支援の必要な家庭については、こども家庭センター等関係機関と連携会議を開催するなど、連携しながら切れ目のない支援を行います。
				3-(1)-1	こども家庭センターを核とした子育て支援	こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を提供します。	子育て支援課	相談しやすい環境整備を行うとともに、支援の必要な家庭については、地域子育て支援センター等関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。
				3-(1)-2	相談体制の充実	関係機関でケース会議を開催し、支援の必要な家庭の情報共有、支援プランの作成を行い、様々な支援につなげます。	健康づくり課	母子保健事業において、必要な場合は児童福祉と連携し、継続支援を実施します。
				3-(1)-3	地域子育て支援センターの充実	すぐすぐ相談やすくホットラインにおいて、面談や電話、オンラインで育児や発達に関する相談を行います。相談による健康診査後のフォローを行うとともに、困った時に相談できる窓口として周知を行います。	子育て支援課	合同ケース会議を月1回実施し情報共有と、支援内容について検討します。
	小学生の保護者	84.4%	90.0%	3-(1)-2	相談体制の充実	人権擁護委員、行政相談委員、民生委員・児童委員等が共同で開催している「心配ごと相談」において、民生委員・児童委員が主となり、子育て支援等の一般的な相談を行います。	健康づくり課	合同ケース会議に月1回参加し情報共有と、支援内容について検討します。
				3-(1)-3	地域子育て支援センターの充実	未就園児の親子を対象に、仲間づくりや子育ての悩み等を気軽に相談できる場所、子どもを安心して遊ばせることができる場所を提供します。 こども家庭センターと連携して、子育て家庭の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の利用を支援します。	子育て支援課	アセスメント基づき作成した支援プランをもとに、関係機関と連携し、必要な支援が実施できるよう努めます。
				3-(1)-3	地域子育て支援センターの充実	すぐすぐ相談は月2回、すぐすぐホットライン、オンライン相談は随時実施します。	社会福祉課	すぐすぐ相談は月2回、すぐすぐホットライン、オンライン相談は随時実施します。
				3-(1)-4	子育てに関する情報発信の充実	人権擁護委員、行政相談委員、民生委員・児童委員等が共同で開催している「心配ごと相談」において、民生委員・児童委員が主となり、子育て支援等の一般的な相談を行います。	社会福祉課	毎月2回、4会場で相談事業を実施。市民の身近な相談窓口となり、相談内容によって必要な場合は他機関へ繋いでいきます。
子育てに不安や負担を感じる保護者の割合の減少 （「よく感じる」「ときどき感じる」割合）	就学前の子どもの保護者	71.5%	60.0%	3-(1)-3	地域子育て支援センターの充実	未就園児の親子を対象に、仲間づくりや子育ての悩み等を気軽に相談できる場所、子どもを安心して遊ばせができる場所を提供します。 こども家庭センターと連携して、子育て家庭の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の利用を支援します。	子育て支援課	公共施設を活用するなど未就学児を対象とした遊び場の設置について検討を進めます。
				3-(1)-4	子育てに関する情報発信の充実	未就園児の親子を対象に、仲間づくりや子育ての悩み等を気軽に相談できる場所、子どもを安心して遊ばせができる場所を提供します。 こども家庭センターと連携して、子育て家庭の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の利用を支援します。	保育幼稚園課	子育て家庭が気軽に相談できる体制を整えるとともに、地域とのつながりや居場所づくりを図り、子育て家庭を支援していきます。 子育て応援ガイドの配布をはじめ、子育て通信の発行や広報まいばらによる啓発等を実施します。 子育て支援に関わる職員（保育所・幼稚園・認定こども園含む）の意識の向上を図ります。また、子育てについて悩んでいる家庭のニーズに合った支援を提供することができるよう、まいばらこども家庭センターや健康づくり課等と密に連携をとっています。 令7年度（目標） 園舎・園庭開放延べ参加人数 1万人
子育てに不安や負担を感じる保護者の割合の減少 （「よく感じる」「ときどき感じる」割合）				3-(1)-4	子育てに関する情報発信の充実	保育サービスや母子保健事業の紹介、各種相談先の紹介、子どもたちの居場所等の紹介等、子育てに必要な情報が分かる情報誌「米原市子育て応援ガイド」を発行します。各庁舎窓口等への設置や新生児訪問時や各種健診時に配布するとともに、電子書籍版を作成し、子育て世代に幅広く情報が行き届くよう情報発信の充実を図ります。 広報紙や市公式ウェブサイト、子育て応援サイト「まいハグ」等により、健康診査や予防接種等の情報発信を行います。	健康づくり課	母子手帳発行時や新生児訪問時、また乳幼児健診時に「子育て応援ガイド」「まいベビサポートガイド」を配布し、啓発に努めます。また、市公式ウェブサイトや子育て応援サイト「まいハグ」に乳幼児健診日程や各種相談窓口、個別予防接種医療機関の紹介を載せ、情報の提供を行います。
							子育て支援課	子育て予定や子育て中の世帯の方に活用いただけるよう、市内公共施設を中心に子育て応援ガイドを配布し、周知を図っていきます。 令和7年度（令和8年度版）（目標） ・発行部数：2,200部 ・発行月：令和8年4月

小学生の保護者	69.8%		60.0%	3-(2)-6 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	全ての子どもの成長を支援し、孤立感や負担感を抱える保護者の負担軽減を図るため、生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業を実施します。	保育幼稚園課	米原市子育て応援ガイドや園の紹介冊子を作成し、保育サービスについての情報を発信します。定期的に子育て支援センターの公式ウェブサイトも更新し、新しい情報を届けます。
				3-(3)-1 企業・事業所の子育て支援の取組の促進	育休取得や学校行事等への参加がしやすいなど、子育てを支援する職場づくりが推進されるよう、企業訪問により普及・啓発に取り組みます。	保育幼稚園課 シティセールス課	乳児等通園支援事業を市内公立2園で実施します。 市内企業への企業訪問を継続し、子育てを支援する職場環境づくりの取組状況を把握するとともに、先進的な取組事例を共有し、企業間の連携や意識啓発の更なる促進を図ります。あわせて、仕事と家庭の両立支援に関する情報を効果的に発信し、地域全体で子育てを応援する機運の醸成に努めます。

成果指標	実績値 R6年度	中間値 R9年度	目標値 R11年度	No	事業名	取組事業内容	所管課	令和7年度実施目標
重点施策4 社会的な支援を必要とする子ども・若者への支援								
「困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる」と思う子どもの割合 (「だれにも相談できない」「相談したくない」「不明・無回答」以外の割合)	小学校5年生	86.5%	95.0%	2-(5)-7	学校以外での学習等の支援	不登校児童生徒や困り感を持った子ども等が通う学校以外の居場所での学習等について、市や教育委員会、学校、民間団体等が連携することで、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	子育て支援課	子どもの生活学習支援事業と児童育成支援拠点事業を実施し、信頼できる大人に気持ちを話せるよう支援します。
				2-(6)-1	ひきこもり等への支援	若者自立ルーム「あおぞら」において、ひきこもり等の状態にある若者やその家族からの相談を受け、生活や仕事の自立支援を行います。相談体制の充実を図り、効果的な支援につなげます。	学校教育課	・不登校児童生徒が利用する民間施設について学校や施設と連携しながら、社会的自立に向けた支援になります。 ・不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、フリースクールの利用に要する費用の一部を補助します。
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合 (「家族・親族」「学校で出会った友人」「地域の人」「職場・アルバイト関係の人」「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」または「どちらかといえば、そうは思わない」と回答した者(無回答者を含む)の割合を全体から減じた割合)	中学校2年生	87.8%	95.0%	4-(1)-1	子育てに困難を抱える家庭に対する支援体制の強化	こども家庭センターを中心として、保育所、認定こども園、学校、関係団体、要保護児童対策地域協議会等と連携し、子育てに困難を抱える家庭を支援につなげるため、支援体制の強化に努めます。	子育て支援課	早期に支援が開始できるよう、関係機関と情報を共有し、子育てに困難を抱える家庭を支援します。
				4-(1)-3	要保護児童対策地域協議会の充実	地域、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童または要支援児童とその保護者への支援、および特定妊婦等への支援を総合的に行い、児童虐待の未然防止と早期対応に努めます。	子育て支援課	校園長会での啓発と学期ごとに要保護児童および要支援児童の出欠状況の把握を行います。月に1回子ども家庭相談センターと警察と共に、要保護児童または要支援児童とその保護者への支援、及び特定妊婦への支援内容について検討します。
				4-(1)-4	児童虐待防止の啓発	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い关心と理解を得ることができるよう、オレンジリボンキャンペーン等、児童虐待防止のための広報・啓発活動に取り組んでいきます。 また、5歳児と保護者を対象に、子どもへの暴力防止プログラムを実施します。	子育て支援課	広報誌に児童虐待防止に関する情報を年2回掲載します。11月には該当啓発を実施します。
「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合 (「家族・親族」「学校で出会った友人」「地域の人」「職場・アルバイト関係の人」「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」または「どちらかといえば、そうは思わない」と回答した者(無回答者を含む)の割合を全体から減じた割合)	現状維持	97.6%		4-(2)-2	子どもの生活・学習支援事業の実施	生活困窮世帯の子どもやひとり親家庭の子ども等を対象に、居場所や学習機会の提供を行い、生活習慣や学習習慣の定着を支援します。	社会福祉課	生活困窮世帯の子どもの、生活・学習支援を行います。 目標値:実利用人数12人 加えて、より一層の制度周知や積極的な活用を促します。
				4-(2)-3	困り感を持った子ども等への支援	養育環境等に課題があり、家庭にも学校にも居場所のない子どもや困り感を持った子ども等を支援するため、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業を実施します。	子育て支援課	支援対象児童を決定し、支援プランをもとに関係機関と連携して支援を提供します。学校等への周知に努めます。
				4-(2)-4	ヤングケアラーの把握・支援	福祉、介護、保健、医療、教育等の関係者間での情報共有や連携により、ヤングケアラーの早期発見や把握に努め、必要な支援につなげます。	人権政策課	各関係機関や各関係部署との情報共有や連携によりヤングケアラーの早期発見や把握に努め、支援体制について協議・連携し、必要な支援につなげます。
							社会福祉課	重層的支援体制整備事業の包括化ケース会議や生活困窮者自立支援事業のケースワーク等で対象者がいた場合、対象者へのアプローチ等を検討し、必要な支援につなげます。
							高齢福祉課	重層的支援体制整備事業における会議への出席やケアマネジャー等との情報共有や他の関係機関との連携によりヤングケアラーの把握と支援に努めます。
							障がい福祉課	重層的支援体制整備事業に関わる機関や部署と情報共有し、連携しながらヤングケアラーへの支援を図ります。

「社会生活や日常生活を円滑におくることができている」と思う子ども・若者の割合 (社会生活や日常生活を円滑におくることができなかつた経験が「なかった」または「どちらかといえばなかった」と回答した者の割合)	53.6%	70.0%			<p>4-(4)-1 発達支援ネットワークの充実</p> <p>地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化に努めるとともに、保育所、認定こども園、小学校、特別支援学校や関係機関との連携を図ります。</p> <p>障がいのある子どもの発達支援や家族支援のほか、園や学校を巡回し、ライフステージが変わっても、発達段階、特性等に応じた支援の場が確保されるよう体制を整備します。</p>	<p>障がい福祉課</p> <p>発達支援センター</p>	<p>対象者を把握した場合は、関係機関と連携し必要な支援につなげます。</p> <p>学校等にケース連絡票を活用して、気になる子どもの情報を提供してもらうよう働きかけます。</p> <p>関係機関と連絡を密に取り、支援を必要としている子どもの支援に努めます。</p> <p>・ヤングケアラーの疑いがある児童生徒の状況を把握した場合は、関係機関と連携しながら支援につなげます。</p> <p>児童発達支援センター「てらす」を中心に、児童発達支援事業の充実を図ります。</p> <p>引き続き巡回相談、教育相談等を通じ、特別支援教育、特別支援保育について園や学校と連携を図ります。</p>
				<p>4-(4)-3 障がいのある子どもやその保護者への支援</p> <p>各園の特別支援保育コーディネーターが中心となって障がいのある子どもへの支援方法を検討し、園と保護者が一体となって子どもの成長を見届けます。</p> <p>障がいのある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスの充実を図ります。</p> <p>また、青年期以降も住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしができるよう、就労移行支援や継続支援、日中活動の場の確保など、個々の能力に応じた社会参加や生活支援策の充実に努めます。</p>		保育幼稚園課	引き続き、各園において担任や特別支援教育コーディネーターを中心に、きめ細かな保護者支援を実施します。
						障がい福祉課	医療的ケア児や重度障がい児の利用実績がある市内2事業所について、受入れ拡大の計画があるため、早期実現に向けた支援を行います。また、住み慣れた地域で自立した生活が過ごせるよう、日中活動の場の確保に努めるとともに、多様な就労ニーズに対応できるよう就労系サービス事業所の推進を図ります。